

「原子力損害賠償支援機構法案」の概要

東京電力福島原子力発電所の事故によって、住民や事業者の方々に大きな損害が発生している。

政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関する事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保するため、**国民負担の極小化**を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行う。

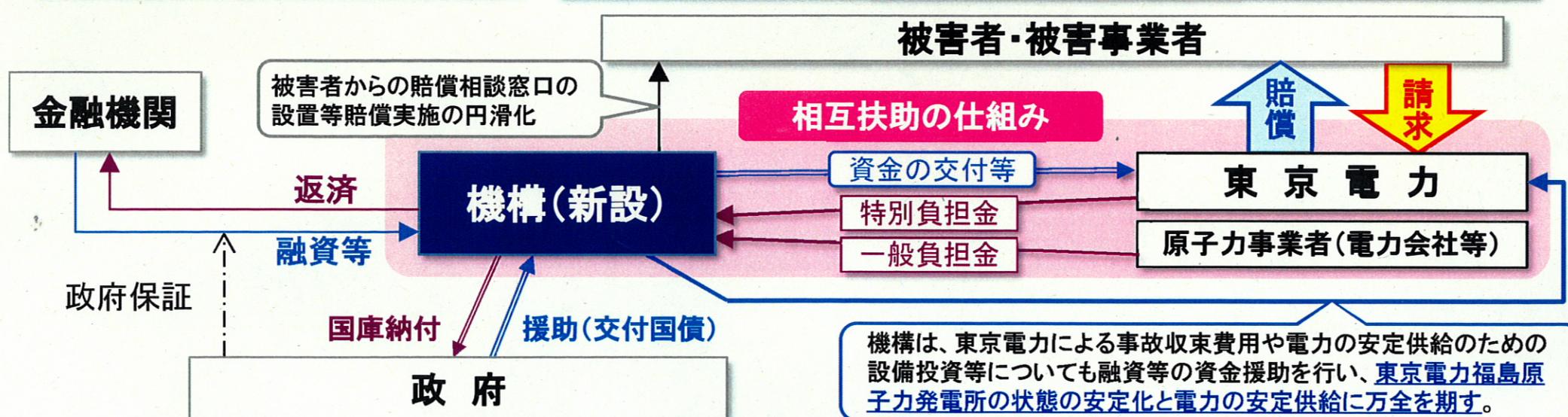
課題

- 現時点では事故が収束しておらず、**賠償総額の見通しが立っていない**。
- 東京電力による**被害者への完全な損害賠償が速やかになされるよう体制の整備が不可欠**。
- 東京電力は、**必要な設備投資や燃料調達等の継続、事故収束への対応**が資金繰りの面で困難な状況。

新たな支援措置の概要

- 巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者が損害賠償の支払等に対応するため、①原子力事業者は「相互扶助」の考え方に基づき、それぞれ資金を拠出しあって備え、②必要な場合には政府が損害賠償の支払等に係る援助を行う仕組みを構築する。
- 機構は、東京電力による事故収束費用や電力の安定供給のための設備投資等についても融資等の資金援助を行う。

機関を通じた支援によって、原子力損害賠償法上の賠償責任を有する事業者において、**迅速かつ適切な賠償の実施が滞ることのないよう万全を期す**。



我が国の原子力損害賠償制度の概要

我が国では、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的として、以下のとおり原子力損害賠償制度を設けている。

【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
(無過失責任、責任集中、無限責任)
- ※「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう。
- 原子力事業者に、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を義務付け。
 - = { 原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）の締結
原子力損害賠償補償契約（政府補償契約） }
- 賠償責任が賠償措置を超える場合の政府の援助や異常に巨大な天災地変又は社会的動乱により原子力損害が生じた場合の政府の措置を規定。
- 和解の仲介や原子力損害の範囲等の判定指針を行う原子力損害賠償紛争審査会について規定。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

- 民間保険契約でてん補できない損失を補償するため、政府と原子力事業者が締結する原子力損害賠償補償契約の手続や補償金の支払等について規定。

